

メッセージアウトライン コリント人への手紙 第一7:1~7「夫と妻の関係」

[1]「さて、あなたがたの手紙に書いてあったことについてですが、男が女に触れないのは良いことです」

この7章からは別の話題に移るが、信仰者の最終目的は「自分のからだをもって、神の栄光を現す」（Iコリント6:20）ことにあることに変わりはない。この1節は肉欲、快楽主義の対極で禁欲主義に走る者がいたことを教えており、「肉体は悪」とする当時のギリシャ哲学の影響などもあり、男が女に触れるべきではないと考えていたようである。しかし、パウロがここで言っている「良いことです」という言葉は全面禁止が正しいという意味ではなく、「好ましい、価値がある、得策である」という意味。

[2]「しかし、不品行を避けるため、男はそれぞれ自分の妻を持ち、女もそれぞれ自分の夫を持ちなさい」

極端な禁欲的生活は人を高慢にし、他人を見下す危険につながる。それでパウロはあえてそのような人々にも不品行を避けるために結婚を勧める。性というものは恥ずべきものではなく、神の創造の秩序であり、尊重すべき神の賜物である。それゆえ、その性を誤って不品行に用いてしまわないためにもちゃんと結婚することを勧めるのである。

[3-4]「夫は自分の妻に対して義務を果たし、同様に妻も自分の夫に対して義務を果たしなさい。妻は自分のからだに関する権利を持ってはおらず、それは夫のものです。同様に夫も自分のからだについての権利を持ってはおらず、それは妻のものです」

ここでは特に夫婦の性的関係における義務と権利のことが言われている。夫と妻は義務と権利において全く同等である。夫婦生活を不潔視したり拒否したりして破壊するようなことがあってはならない。夫と妻はそれぞれ自分のからだの主人ではなく、互いに相手のために生きるべきであり、そのような夫婦の関係を通して、クリスチャンは他者のために生きるという人間本来の姿を体験するのである。

[5]「互いの権利を奪い取ってははいけません。ただし、祈りに専心するために、合意の上でしばらく離れていて、また再びいっしょになるというのならかまいません。あなたがたが自制力を欠くとき、サタンの誘惑にかからないためです」

ここでは「祈りに専心する」という特別な宗教的な目的が例外として挙げられるが、しかし、そのような目的であってもそこには三つの条件が示されている。①「合意の上で」という双方の一致、②「しばらく」という時間的条件、③「再びいっしょになる」。二人が合意の上で、しばらく離れるつもりが、永久に離れたままであってはいけない。

人はこのような条件を守らず自制力をなくすとき、サタンの誘惑にかかり罪を犯すことがある。パウロはそのことをよく知っていた。

[6-7]「以上、私の言うところは、容認であって、命令ではありません。私の願うところは、すべての人が私のようなことであることです。しかし、ひとりひとり神から与えられたそれぞれの賜物を持っているので、人それぞれに行き方があります」

2節以下に関連して、パウロは結婚するように命じているのではなく、それは容認であるという。パウロ自身は独身であったので、自分と同じようにすべての人が熱心に神に仕

えられるように独身であるようにと願っている。しかし、すべての人が独身の賜物を持っているのではない。それゆえ独身であっても結婚していてもすべての人がそれぞれ与えられている賜物に従って、神に仕え、神の栄光を現す生き方をすることが大切なのである。